

# 第86回

## 鳥栖市都市計画審議会議案

平成29年7月31日

鳥栖市都市計画審議会

## 諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第101号	産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について	1
諮問第102号	鳥栖市都市計画マスタープランの策定について	3

## 諮問第101号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について

鳥栖基山都市計画において敷地の位置が決定していない下記の産業廃棄物処理施設の計画は、都市計画上支障がないと認める。

### 1. 設置者

- 会社名：株式会社吉川金属商事
- 住所：長崎県諫早市多良見町化屋 1894
- 代表者：代表取締役 吉川 茂

### 2. 敷地の位置

- 地名地番：鳥栖工場 鳥栖市酒井西町661番1、663番1、664番、665番、666番、  
667番1、667番2、668番
- 用途地域：準工業地域
- 敷地面積：18,310.15平方メートル

### 3. 施設計画の概要

- 事業概要：次の産業廃棄物処理施設を増設するもの

施設の種類	対象品目	能力
破砕施設	①廃プラスチック類 (※) ②金属くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	①37t/日(8時間) (※) ②120.5t/日(8時間) ③194t/日(8時間)

(※) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設で、設置にあたっては県知事の許可が必要となるもの。

#### 4. 申請理由

使用済み自動車の破碎施設を設置することにより、使用済み自動車の受け入れから資源物の出荷までを一括管理し、さらなる再資源化を推進するため。

#### 5. 法第51条許可における妥当性の評価

○建築基準法第51条の規定により、計画敷地の位置が都市計画上支障がないものとして建築許可を受けなければならない。

○今回、以下の要件から敷地の位置について妥当と判断される。

- ① 準工業地域に位置しており、周辺には様々な事業所が立地している。
- ② 近隣に住宅がなく、学校・病院・公園等の公共施設がない。
- ③ 搬出、搬入車両の増加がほとんどなく、道路交通に与える影響が少ない。
- ④ 破碎施設は振動及び騒音を低減するための施工、排水等の油水分離等、環境保全への対策を行う計画である。
- ⑤ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査が実施され、その結果周辺環境に及ぼす影響が少ない。  
また、地元との公害防止協定が締結されている。

## 諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針である、鳥栖市都市計画マスタープランを策定するため、次のとおり審議会の意見を求める。

### 1. 策定理由

総合的かつ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての方向性を明らかにするとともに、市民の意見を反映させながら、様々な社会構造の変化のなかで持続可能で活力のある都市づくりを進めるため、本市の特性に応じた都市計画に関する基本的な方針を定める。

### 2. 策定期間

平成29年度～平成31年度